

熊本県公報

第 1 1 6 3 8 号
平成 19 年 12 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○都市計画事業の変更認可	(下水環境課) 2
○ "	(") 2
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係 る当該通知の掲示	(森林保全課) 6
○ "	(") 7
○土地改良区役員の就任	(農村計画・技術管理課) 7
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 7
○県有財産の売却	(管 財 課) 8
○物品調達及び業務委託等 (建設工事関係を除く) 一般競争入札	(管理調達課) 8
登 載 依 頼	
○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	(人事委員会事務局) 9
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則	(") 9
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規 則	(") 11
○熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	(") 12
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	(") 12
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	(") 13
○熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 15
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を 改正する規則	(") 15
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) 16
○熊本県企業職員の管理職手当の支給の特例に関する規程の全部を改正 する規程	(企業局総務経営課) 16
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(") 16

告 示

熊本県告示第 1061 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般	387 号	菊池市原字堂床 4808 番 1 地先から	前	10.0 ～ 14.0	210.0	災害防除

国道		同所	後	15.0 ～ 31.0	210.0	工事
		4820 番 1 地先まで				
主要 地方 道	人吉水俣 線	球磨郡球磨村大字一勝地甲	前	5.3 ～ 13.2	100.0	迂回路
		418 番 13 地先から				
		同所	後	5.3 ～ 13.2	100.0	
		420 番 3 地先まで		6.8 ～ 18.4	94.9	
一般 県道	住吉熊本 線	菊池郡菊陽町光の森四丁目	前	6.1 ～ 6.5	18.2	交安 1 種
		4 番 1 地先から				
		同所	後	10.1	18.2	
		4 番 1 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 12 月 21 日

熊本県告示第 1062 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小川都市計画下水道事業小川公共下水道
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成 8 年熊本県告示第 162 号、平成 11 年熊本県告示第 253 号、平成 13 年熊本県告示第 279 号及び平成 18 年熊本県告示第 699 号により告示した事業地に、宇城市小川町住吉字一番割、字二番割、字三番割、字四番割及び字十五番割、小川町新田字古堤、小川町不知火字一番割、小川町北小野字附、字岩、字池ノ内、字野中、字角田、字猿町、字平、字西平、字年の神及び字池田、小川町南小野字田中、字谷口、字尾崎、字御手洗、字前田及び字立田、小川町中小野字榎原、字江田、字尾、字前田、字城丸、字引地及び字小原、小川町北部田字吉里、字瀬戸、字宮田、字山下及び字七ッ江、小川町東小川字上仏、字下仏、字上岡本、字下岡本及び字上原田、小川町南小川字平田、字野添及び字井手口、小川町西北小川字上古川及び字上小柳並びに小川町北新田字永嶋及び字児淵を加え、同事業地のうち宇城市小川町新田字堅横、小川町新田出字二番、小川町北部田字高倉及び字竹ノ下、小川町南小川字亀ノ甲並びに小川町北新田字三宝、字東大平及び字塘添地内において事業地を変更する。

- 4 事業施行期間
平成 8 年 2 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 1063 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鏡都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和 55 年熊本県告示第 888 号、昭和 62 年熊本県告示第 247 号、平成 3 年熊本県告示第 263 号、平成 8 年熊本県告示第 85 号、平成 11 年熊本県告示第 252 号、平成 13 年熊本県告示第 198 号及び平成 16 年熊本県告示第 1157 号により告示した事業地に、八代市鏡町鏡字郷開、鏡町鏡村字浮池、鏡町内田字四番割、字五番割及び字六番割、鏡町下有佐字吉門、字南吉門及び字北川、鏡町有佐字高下及び字春川並びに鏡町下村字北村開、字西開、字東開、字南開、字北念仏、字八反田、字西宮原、字東宮原、字一才鳥、字村下、字屋敷、字北田中、字南田中、字道下、字行真、字西穴田、字不動寺及び字三足を加え、同事業地のうち八代市鏡町上鏡字西正真、字島松、字西高田、字高田、字久保川原、字大力、鏡町鏡村字御幸野、字清水及び字池口、鏡町内田字弥栄、字水分、字徳永、字稲雲、字龍宮、字御恵、字進來、字二番割、字三番割、字不鋳、字競田及び字登壇、鏡町下有佐字南桑本、字西吉門 字二反田、字西寄田、鏡町有佐字足洗、字高村、字宮下及び字久保並びに鏡町下村字屋園地内において事業地を変更する。

4 事業施行期間

昭和 55 年 11 月 13 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

公 告

熊本県公告第 1016 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブシティくまなん

熊本市平成三丁目 273 番地ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所及び代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社コックス 代表取締役 萩原仁志	代表取締役 萩原久示
株式会社菅乃屋ミート 代表取締役 菅逸次	代表取締役 菅逸司
株式会社西本真生堂 代表取締役 西本二郎	代表取締役 西本光宏
株式会社大創産業 広島県東広島市西条町吉行賀茂工業団地	広島県東広島市西条町西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社ミヤコ 代表取締役 山下一朗 福岡県福岡市早良区城西三丁目 21 番 1 号	代表取締役 淵上照弘 福岡県福岡市早良区西新一丁目 8 番 21 号
有限会社アクア 代表取締役 松本揚一 大分県中津市栄町一丁目 2509 番 1 号	(退店)
株式会社大阪三貴 代表取締役 木村和巨 東京都豊島区東池袋三丁目 4 番 3 号	(退店)
アドヴェンチャーインターナショナル株式会社 代表取締役 弓削嘉弘 福岡県福岡市東区多の津二丁目 6 番 4 号	(退店)
衣川芳人 神奈川県相模原市相模原一丁目 2 番 3 号	(退店)

株式会社音光 代表取締役 岡田廣江 広島県広島市西区横川新町 13-24	(退店)
株式会社海将 代表取締役 最上寛一 福岡県北九州市小倉北区西港町 89 番 12 号	(退店)
株式会社タカラブネ 代表取締役 新開純也 福岡県筑後市大字下北島 730 番地	(退店)
有限会社熊本日発 代表取締役 田代文夫 熊本市尾ノ上三丁目 6 番 2 号	(退店)
株式会社九州さが美 代表取締役 石井捨光 福岡県福岡市博多区綱場町 1 番 1 号	(退店)
株式会社サンキュー 代表取締役 白川鉄男 岡山県岡山市福富西一丁目 3 番 7 号	(退店)
有限会社サンユウ食品 代表取締役 瀬戸日出雄 下益城郡豊野町巢林 1439 番地の 1	(退店)
株式会社田崎鶏卵 代表取締役 江中竹彦 熊本市田崎町 484 番地	(退店)
太陽商事株式会社 代表取締役 増田勝成 長崎県佐世保市卸本町 8 番 3 号	(退店)
メガネの田中チェーン株式会社 代表取締役 田中登志子 広島県広島市中区袋町 1-23-102	(退店)
有限会社ドリームライフ 代表取締役 瀧村誠男 福岡県北九州市八幡東区春の町一丁目 2-3	(退店)
西村良児 熊本市平成三丁目 23 番 30 号	(退店)
株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	(退店)
フォーサイト株式会社 代表取締役 金古嘉喜 福岡県福岡市東区多の津一丁目 10 番 5 号	(退店)
合資会社まるぜん海産 代表取締役 下田善徳 八代市海士江町 3125 番地の 1	(退店)
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原正博 茨城県つくば市東新井 37 番 1 号	(退店)
株式会社ラヴリー 代表取締役 大野満也	(退店)

長崎県佐世保市卸本町 18 番 1 号	
株式会社ルージュ 代表取締役 仲田健康 熊本市平成三丁目 23 番 30 号	(退店)
(新規出店)	有限会社お菓子の反後屋 代表取締役 反後晴喜 下益城郡城南町千町 622 番地
(新規出店)	株式会社おにさか 代表取締役 鬼坂勝則 八代市清水町 1 番地 8
(新規出店)	株式会社うぶやま 代表取締役 佐藤敬助 阿蘇郡産山村大字山鹿 2100 番地 3
(新規出店)	有限会社エムツー 代表取締役 中溝宏 宮崎県都城市甲斐元町 14 街区 18 号
(新規出店)	株式会社アドスパイス 代表取締役 池田信哉 熊本市十禅寺二丁目 3 番 40 号
(新規出店)	有限会社一将 代表取締役 塚永一司 熊本市高平一丁目 5 番 13 号
(新規出店)	合資会社古閑鮮魚 代表社員 古閑哲夫 熊本市田崎町 426 番地
(新規出店)	株式会社海鮮太郎 代表取締役 下田憲太郎 八代市田中東町 A-202
(新規出店)	株式会社くまざわ 代表取締役 熊沢健 東京都八王子市旭町 2 番地 11
(新規出店)	共栄食品株式会社 代表取締役 井コズエ 熊本市京塚本町 7 番 3 号
(新規出店)	株式会社九州むらせ 代表取締役 原田哲夫 熊本市近見八丁目 8 番 29 号
(新規出店)	地球文化屋株式会社 代表取締役 秋田泰史 福岡県福岡市東区多の津二丁目 6 番 4 号
(新規出店)	株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努 東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号
(新規出店)	株式会社ツヅキ 代表取締役 都築卓 千葉県柏市柏 344 番地 2
(新規出店)	株式会社鳥居 代表取締役 鳥居眞弓 熊本市健軍本町 1 番 3 号

(新規出店)	長虹物産株式会社 代表取締役 土屋美香 熊本市萩原町 17 番地 71
(新規出店)	有限会社ニューズワン 代表取締役 西村良児 熊本市平成三丁目 23 番 30 号
(新規出店)	ナニワ商会 代表取締役 塩山高之 大阪市中央区南船場二丁目 4 番 8 号
(新規出店)	株式会社ナルミ商会 代表取締役 濱上真喜 熊本市鍛冶屋町 8
(新規出店)	日本フーズ株式会社 代表取締役 白木修一 福岡県北九州市門司区黄金町 6 番 29 号
(新規出店)	株式会社藤本物産 代表取締役 藤本健介 熊本市田崎町 414 番地 12
(新規出店)	有限会社日の出屋 代表取締役 瀬戸日出男 宇城市豊野町巢林 1439 番地の 1
(新規出店)	株式会社ライム 代表取締役 瓜生勇 福岡県福岡市東区多の津一丁目 10 番 1 号
(新規出店)	有限会社 RINX 代表取締役 江川桂文 熊本市白藤四丁目 11 番 22 号

- 3 変更の年月日
平成 19 年 11 月 9 日
- 4 変更する理由
店舗改装に伴う小売店舗の変更のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 11 月 30 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 12 月 21 日から平成 20 年 4 月 21 日まで

熊本県公告第 1017 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 所在の不分明な者の氏名

後藤 政光、岩下 庄三郎、後藤 恵一郎、川島 徳馬、山口 十七八、渡邊 興三郎、山口 繁雄、市原 和三郎、山口 健太郎、市原 嘉直、市原 結太郎、市原 彦三郎、市原 彦太郎、市原 常太郎、市原 惟廣、松本 春藏、川島 喜一郎、加藤 光喜、加藤 勝喜、山口 敬喜、岩下 平太郎、佐藤 喜藏、森 角太、和田 久米三郎、和田 弥一郎、森 九一郎、家入 寿七郎、家入 繁喜、山部 常太、市原 友喜、岩下 柳太、岩下 政彦、岩下 大平、岩下 子八郎、市原 猛、市原 貢、市原 爲彦、市原 安馬、岩下 熊三郎、岩下 守衛、荒牧 榮八、荒牧 吉太、加藤 圭

2 通知の趣旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 11 月 21 日付け熊本県告示第 982 号による。

熊本県公告第 1018 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
村中 辰喜、吉岡 惟人、加久 敏男
- 2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 11 月 21 日付け熊本県告示第 983 号による。

熊本県公告第 1019 号

人吉市に事務所を置く田代土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	山 田 和 志	球磨郡錦町西 1880 番地 4

熊本県公告第 1020 号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉 田 満 雄	阿蘇市一の宮町宮地 1978 番地
"	岩 本 秀 美	阿蘇市一の宮町中通 1538 番地
"	倉 岡 繁	阿蘇市一の宮町手野 1348 番地
"	岩 下 正 治	阿蘇市一の宮町宮地 2160 番地 1
"	坂 梨 哲 朗	阿蘇市一の宮町手野 235 番地
"	宮 崎 昌 文	阿蘇市一の宮町坂梨 772 番地 2
"	井 康 征	阿蘇市一の宮町三野 1943 番地 1
"	笹 原 學	阿蘇市一の宮町中通 2636 番地 1
"	大 野 惟 信	阿蘇市一の宮町中通 775 番地
"	藏 原 初	阿蘇市一の宮町宮地 3492 番地
"	柚 上 広 昭	阿蘇市一の宮町坂梨 1331 番地 1
監事	中 村 孝 次	阿蘇市一の宮町宮地 1294 番地 2
"	梅 木 秀 三	阿蘇市一の宮町坂梨 3030 番地 2
"	古 閑 与志一	阿蘇市一の宮町三野 873 番地
"	森 本 末 美	阿蘇市一の宮町中通 246 番地 2
就任		
理事	倉 岡 繁	阿蘇市一の宮町手野 1348 番地
"	宮 崎 昌 文	阿蘇市一の宮町坂梨 772 番地 2
"	大 野 惟 信	阿蘇市一の宮町中通 775 番地
"	中 村 孝 次	阿蘇市一の宮町宮地 1294 番地 2
"	柚 上 広 昭	阿蘇市一の宮町坂梨 1331 番地
"	笹 原 學	阿蘇市一の宮町中通 2636 番地 1
"	白 石 磨 磋 文	阿蘇市一の宮町三野 586 番地
"	家 入 敏 夫	阿蘇市一の宮町宮地 1748 番地
"	藏 原 初	阿蘇市一の宮町宮地 3492 番地

理事	市 原 伸 博	阿蘇市一の宮町北坂梨 257 番地
"	井 上 栄 一	阿蘇市一の宮町中通 386 番地
監事	山 城 今朝雄	阿蘇市一の宮町手野 440 番地
"	梅 木 秀 三	阿蘇市一の宮町坂梨 3030 番地 2
"	山 部 良 一	阿蘇市一の宮町宮地 4019 番地
"	宮 本 陽 一	阿蘇市一の宮町中通 1818 番地 2

熊本県公告第 1021 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の表示

球磨郡多良木町大字黒肥地字小林 1544 番 2

宅地 226.49 平方メートル（実測）

最低売却価格 1,360,000 円

2 入札期日 平成 20 年 1 月 25 日（金） 午前 11 時 30 分**3 入札場所** 球磨郡多良木町多良木 1586
多良木町多目的研修センター 研修室**4 入札保証金**

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

5 開札期日 入札終了後即時**6 契約保証金**

契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

7 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの

8 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による

提出期限 平成 20 年 1 月 23 日（水） 午後 5 時

（郵送の場合は提出期限までに必着）

提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課

9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 個人の場合 印鑑証明書

(2) 法人の場合 印鑑証明書

(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状

10 その他

(1) 契約締結期限 平成 20 年 2 月 7 日（木） 午後 5 時

(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。

(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所

(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。

(5) 問い合わせ先

熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 1022 号

物品調達及び業務委託等（建設工事関係を除く。）に係る一般競争入札に付する入札の公告方法については、次のとおりとする。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用されない調達契約に係る一般競争入札の公告については、次に掲げる日から熊本県ホームページに掲載することとし、県公報登載は行わないものとする。

- 1 物品調達及び印刷等の請負 平成 19 年 12 月 21 日
- 2 業務委託（建設工事関係を除く。）及びリース・レンタル 平成 20 年 4 月 1 日

登 載 依 頼

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会告示第 2 号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和 32 年熊本県人事委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 32 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 の行政職給料表昇格時号給対応表中

「	34	「	33	
	34		34	
	35		34	
	35		34	
	36		35	
	36		35	
	37		35	
	37		36	
	38		36	
	38	を	36	に改める。
	39		37	
	39		37	
	40		38	
	40		38	
	41		39	
	41		39	
	42		40	
	42		40	
	43		41	
」		」		

別表第 8 の研究職給料表昇格時号給対応表中

「	30	「	29	
	31		30	
	32		30	
	33		31	
	33		31	
	34		32	
	34		32	
」		」		

35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35
38		36
38		36
39		37
39		38
40		39
40	を	40
41		41
41		41
42		42
42		42
43		43
43		43
44		44
44		44
45		45
46		45
47		46
48		46
49		47
49		47
50		48
50		48
51		49
51		50
52		51

に改める。

別表第 8 の医療職給料表（2）昇格時号給対応表中

42		41
42		42
43		42
43		42
44		43
44		43
45		43
45	を	44
45		44
46		44
46		45
46		45
47		46
47		46

に改める。

別表第 8 の教育職給料表（2）昇格時号給対応表中

30		29
----	--	----

31		30	
32		30	
33		31	
33		31	
34	を	32	に、
34		32	
35		33	
35		34	
36		35	
」			
42		41	
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		45	
48		46	
48	を	46	に改める。
49		47	
49		47	
49		48	
50		48	
50		49	
50		49	
51		50	
51		50	
51		51	
52		51	
」			

第 2 条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条並びに」を「第 6 条、」に、「第 6 条の」を「第 6 条並びに熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号。以下「育児休業条例」という。）第 6 条の」に改める。

第 19 条中「第 6 条第 4 項及び」を「第 6 条第 4 項、」に、「第 6 条第 4 項の」を「第 6 条第 4 項及び育児休業条例第 6 条の」に改める。

第 3 条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条並びに」を「第 6 条、」に、「第 6 条の」を「第 8 条並びに熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 67 号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第 10 条の」に改める。

第 19 条中「第 6 条第 4 項及び」を「第 6 条第 4 項、」に、「第 6 条の」を「第 8 条及び自己啓発等休業条例第 10 条の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 33 号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号中「第 5 条の 2 第 1 項」を「第 5 条の 3 第 1 項」に改める。

第 7 条第 4 号中「第 5 条の 2 第 2 項」を「第 5 条の 3 第 2 項」に改める。

第 11 条第 2 項第 7 号中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改める。

第 13 条第 1 号中「100 分の 145」を「100 分の 155」に改める。

第 2 条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 4 号中「第 5 条の 3 第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（第 13 条第 1 号中「100 分の 145」を「100 分の 155」に改める部分に限る。）による改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 34 号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成 11 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業その他の人事委員会規則で定める方法）

第 2 条 育児休業条例第 3 条第 4 号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

第 3 条第 1 項中「第 5 条の 2 第 1 項」を「第 5 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 1 号ア中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）」を「育児休業法」に改め、同条第 2 項中「第 5 条の第 2 項」を「第 5 条の 3 第 2 項」に改め、同条第 3 項を削る。

第 2 条 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条第 4 号」の次に「又は第 11 条第 5 号」を加える。

第 3 条第 1 項中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 1 号ア中「及び教育公務員特例法」を「、教育公務員特例法」に改め、「大学院修学休業をしていた期間」の次に「及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 67 号）第 2 条の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同条第 2 項中「第 5 条の 3 第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業条例第 12 条の人事委員会規則で定める日数及び時間）

第 4 条 育児休業条例第 12 条の人事委員会規則で定める日数は 12 日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は 16 時間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 35 号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「第 24 条の 2」の次に「又は熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号）第 6 条」を加える。

第 2 条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「第 24 条の 2 又は」を「第 24 条の 2、」に、「第 6 条」を「第 8 条又は熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 67 号）第 10 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 36 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
第 1 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則
第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中学校小学校の項中「第 75 条」を「第 81 条」に改める。

第 2 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第 3 アの表中

「	6,500 円。ただし、1 号給 6,030 円、2 号給 6,079 円、3 号給 6,129 円、4 号給 6,178 円、5 号給 6,228 円、6 号給 6,277 円、7 号給 6,327 円、8 号給 6,376 円、9 号給 6,426 円、10 号給 6,484 円	を
	8,500 円。ただし、1 号給 8,271 円、2 号給 8,352 円、3 号給 8,433 円	
」		
「	6,500 円。ただし、1 号給 6,102 円、2 号給 6,151 円、3 号給 6,205 円、4 号給 6,255 円、5 号給 6,304 円、6 号給 6,354 円、7 号給 6,403 円、8 号給 6,453 円	に
	8,500 円。ただし、1 号給 8,361 円、2 号給 8,442 円	
」		

改める。

別表第 3 イの表中

「	7,900 円。ただし、1 号給 7,029 円、2 号給 7,105 円、3 号給 7,182 円、4 号給 7,258 円、5 号給 7,326 円、6 号給 7,407 円、7 号給 7,488 円、8 号給 7,569 円、9 号給 7,645 円、10 号給 7,722 円、11 号給 7,798 円、12 号給 7,875 円	
	8,700 円。ただし、1 号給 7,717 円、2 号給 7,798 円、3 号給 7,879 円、4 号給 7,960 円、5 号給 8,041 円、6 号給 8,145 円、7 号給 8,248 円、8 号給 8,352 円、9 号給 8,451 円、10 号給 8,563 円、11 号給 8,676 円	を
	9,400 円。ただし、1 号給 8,905 円、2 号給 8,995 円、3 号給 9,085 円、4 号給 9,175 円、5 号給 9,265 円、6 号給 9,355 円	
」		
「	7,900 円。ただし、1 号給 7,114 円、2 号給 7,191 円、3 号給 7,267 円、4 号給 7,344 円、5 号給 7,411 円、6 号給 7,497 円、7 号給 7,578 円、8 号給 7,663 円、9 号給 7,740 円、10 号給 7,816 円、11 号給 7,893 円	
	8,700 円。ただし、1 号給 7,812 円、2 号給 7,893 円、3 号給 7,974 円、4 号給 8,055 円、5 号給 8,140 円、6 号給 8,244 円、7 号給 8,347 円、8 号給 8,451 円、9 号給 8,550 円、10 号給 8,667 円	に
	9,400 円。ただし、1 号給 9,009 円、2 号給 9,099 円、3 号給 9,189 円、4 号給 9,279 円、5 号給 9,369 円	
」		

改める。

別表第 3 ウの表中「1 号給 10,584 円、2 号給 10,696 円」を「1 号給 10,696 円」に改める。

別表第 3 エの表中「6,100 円」を「6,200 円」に改め、「。ただし、1 号給 7,924 円、2 号給 7,996 円」を削る。

別表第 3 オの表中

「	8,000 円。ただし、1 号給 6,817 円、2 号給 6,880 円、3 号給 6,943 円、4 号給 7,006 円、5 号給 7,069 円、6 号給 7,137 円、7 号給 7,204 円、8 号給 7,272 円、9 号給 7,330 円、10 号給 7,402 円、11 号給 7,474 円、12 号給 7,546 円、13 号給 7,609 円、14 号給 7,699 円、15 号給 7,789 円、16 号給 7,879 円、17 号給 7,974 円	
	9,400 円。ただし、1 号給 8,023 円、2 号給 8,118 円、3 号給 8,212 円、4 号給 8,307 円、5 号給 8,401 円、6 号給 8,505 円、7 号給 8,608 円、8 号給 8,712 円、9 号給 8,820 円、10 号給 8,883 円、11 号給 8,946 円、12 号給 9,009 円、13 号給 9,072 円、14 号給 9,139 円、15 号給 9,207 円、16 号給 9,274 円、17 号給 9,337 円	を
」		
「	8,000 円。ただし、1 号給 6,898 円、2 号給 6,961 円、3 号給 7,029 円、4 号給 7,092 円、5	

号給 7,155 円、6 号給 7,222 円、7 号給 7,290 円、8 号給 7,357 円、9 号給 7,416 円、
10 号給 7,492 円、11 号給 7,564 円、12 号給 7,636 円、13 号給 7,704 円、14 号給
7,794 円、15 号給 7,884 円、16 号給 7,974 円

9,400 円。ただし、1 号給 8,122 円、2 号給 8,217 円、3 号給 8,311 円、4 号給 8,406 円、5
号給 8,500 円、6 号給 8,608 円、7 号給 8,712 円、8 号給 8,815 円、9 号給 8,923 円、
10 号給 8,986 円、11 号給 9,049 円、12 号給 9,112 円、13 号給 9,175 円、14 号給
9,243 円、15 号給 9,310 円、16 号給 9,378 円

に

改める。

別表第 3 カの表中

「

9,000 円。ただし、1 号給 6,615 円、2 号給 6,682 円、3 号給 6,750 円、4 号給 6,817 円、5
号給 6,889 円、6 号給 6,970 円、7 号給 7,051 円、8 号給 7,132 円、9 号給 7,213 円、
10 号給 7,303 円、11 号給 7,393 円、12 号給 7,483 円、13 号給 7,569 円、14 号給
7,668 円、15 号給 7,767 円、16 号給 7,866 円、17 号給 7,969 円、18 号給 8,082 円、
19 号給 8,194 円、20 号給 8,307 円、21 号給 8,419 円、22 号給 8,496 円、23 号給
8,572 円、24 号給 8,649 円、25 号給 8,716 円、26 号給 8,793 円、27 号給 8,869 円、
28 号給 8,946 円

を

11,100 円。ただし、1 号給 8,572 円、2 号給 8,649 円、3 号給 8,725 円、4 号給 8,802 円、5
号給 8,883 円、6 号給 8,959 円、7 号給 9,036 円、8 号給 9,112 円、9 号給 9,193 円、
10 号給 9,279 円、11 号給 9,364 円、12 号給 9,450 円、13 号給 9,526 円、14 号給
9,616 円、15 号給 9,706 円、16 号給 9,796 円、17 号給 9,882 円、18 号給 10,003 円、
19 号給 10,125 円、20 号給 10,246 円、21 号給 10,372 円、22 号給 10,503 円、23 号
給 10,633 円、24 号給 10,764 円、25 号給 10,890 円、26 号給 11,020 円

「

9,000 円。ただし、1 号給 6,696 円、2 号給 6,763 円、3 号給 6,831 円、4 号給 6,898 円、5
号給 6,970 円、6 号給 7,056 円、7 号給 7,137 円、8 号給 7,218 円、9 号給 7,299 円、
10 号給 7,393 円、11 号給 7,483 円、12 号給 7,573 円、13 号給 7,663 円、14 号給
7,762 円、15 号給 7,861 円、16 号給 7,960 円、17 号給 8,064 円、18 号給 8,181 円、
19 号給 8,293 円、20 号給 8,406 円、21 号給 8,518 円、22 号給 8,595 円、23 号給
8,671 円、24 号給 8,748 円、25 号給 8,815 円、26 号給 8,892 円、27 号給 8,968 円

に

11,100 円。ただし、1 号給 8,676 円、2 号給 8,752 円、3 号給 8,829 円、4 号給 8,905 円、5
号給 8,986 円、6 号給 9,063 円、7 号給 9,139 円、8 号給 9,216 円、9 号給 9,297 円、
10 号給 9,382 円、11 号給 9,468 円、12 号給 9,553 円、13 号給 9,630 円、14 号給
9,720 円、15 号給 9,810 円、16 号給 9,900 円、17 号給 9,985 円、18 号給 10,107 円、
19 号給 10,228 円、20 号給 10,350 円、21 号給 10,476 円、22 号給 10,606 円、23 号
給 10,737 円、24 号給 10,867 円、25 号給 10,993 円

改める。

別表第 3 キの表中

「

8,400 円。ただし、1 号給 6,615 円、2 号給 6,682 円、3 号給 6,750 円、4 号給 6,817 円、5
号給 6,889 円、6 号給 6,970 円、7 号給 7,051 円、8 号給 7,132 円、9 号給 7,213 円、
10 号給 7,303 円、11 号給 7,393 円、12 号給 7,483 円、13 号給 7,569 円、14 号給
7,668 円、15 号給 7,767 円、16 号給 7,866 円、17 号給 7,969 円、18 号給 8,082 円、
19 号給 8,194 円、20 号給 8,307 円

10,900 円。ただし、1 号給 7,308 円、2 号給 7,402 円、3 号給 7,497 円、4 号給 7,591 円、5
号給 7,681 円、6 号給 7,780 円、7 号給 7,879 円、8 号給 7,978 円、9 号給 8,082 円、
10 号給 8,203 円、11 号給 8,325 円、12 号給 8,446 円、13 号給 8,572 円、14 号給
8,649 円、15 号給 8,725 円、16 号給 8,802 円、17 号給 8,883 円、18 号給 8,959 円、
19 号給 9,036 円、20 号給 9,112 円、21 号給 9,193 円、22 号給 9,279 円、23 号給
9,364 円、24 号給 9,450 円、25 号給 9,526 円、26 号給 9,616 円、27 号給 9,706 円、

を

28 号給 9,796 円、29 号給 9,882 円、30 号給 10,003 円、31 号給 10,125 円、32 号給 10,246 円、33 号給 10,372 円、34 号給 10,503 円、35 号給 10,633 円、36 号給 10,764 円、37 号給 10,890 円

8,400 円。ただし、1 号給 6,696 円、2 号給 6,763 円、3 号給 6,831 円、4 号給 6,898 円、5 号給 6,970 円、6 号給 7,056 円、7 号給 7,137 円、8 号給 7,218 円、9 号給 7,299 円、10 号給 7,393 円、11 号給 7,483 円、12 号給 7,573 円、13 号給 7,663 円、14 号給 7,762 円、15 号給 7,861 円、16 号給 7,960 円、17 号給 8,064 円、18 号給 8,181 円、19 号給 8,293 円

10,900 円。ただし、1 号給 7,398 円、2 号給 7,492 円、3 号給 7,587 円、4 号給 7,686 円、5 号給 7,776 円、6 号給 7,875 円、7 号給 7,974 円、8 号給 8,073 円、9 号給 8,176 円、10 号給 8,302 円、11 号給 8,424 円、12 号給 8,545 円、13 号給 8,676 円、14 号給 8,752 円、15 号給 8,829 円、16 号給 8,905 円、17 号給 8,986 円、18 号給 9,063 円、19 号給 9,139 円、20 号給 9,216 円、21 号給 9,297 円、22 号給 9,382 円、23 号給 9,468 円、24 号給 9,553 円、25 号給 9,630 円、26 号給 9,720 円、27 号給 9,810 円、28 号給 9,900 円、29 号給 9,985 円、30 号給 10,107 円、31 号給 10,228 円、32 号給 10,350 円、33 号給 10,476 円、34 号給 10,606 円、35 号給 10,737 円、36 号給 10,867 円

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 37 号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

- 第 1 条 熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「100 分の 14」を「100 分の 14.5」に、「100 分の 7」を「100 分の 7.5」に、「100 分の 5」を「100 分の 5.5」に、「100 分の 4」を「100 分の 4.5」に改める。

- 第 2 条 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の熊本県職員の地域手当に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
（特定幹部職員の地域手当の支給割合の特例）
- 3 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例規定の第 2 号）第 15 条の 5 第 2 項に規定する特定幹部職員に関する改正後の規則附則第 2 項の適用については、同項中「附則別表」とあるのは、「熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 19 年人事委員会規則第 37 号）による改正前のこの規則附則別表」とする。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 38 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 19 年熊本県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項第 6 号中「第 9 条の 4 第 3 項」を「第 10 条第 5 項」に、「第 10 条の 3 第 3 項」を「第 11 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会規則第 21 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則（平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号中「遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）」を「遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 12 号

熊本県企業職員の管理職手当の支給の特例に関する規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業職員の管理職手当の支給の特例に関する規程の全部を改正する規程

熊本県企業職員の管理職手当の支給の特例に関する規程（平成 12 年 12 月 20 日公営企業管理規程第 13 号）の全部を次のように改正する。

平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和 41 年公営企業管理規程第 16 号）第 3 条の規定により管理職手当を支給される職員（同規程第 2 条第 1 項に規定する給料表における職務の級が 9 級であるものに限る。）の管理職手当の月額、同規程第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定による額とする。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 13 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和 38 年電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。